

公益財団法人博慈会記念財団
平成 27 年度奨学金貸与 募集要項

本財団では、医療系分野の研究・臨床・教育に関する日本の大学等に進学予定もしくは修学中の学生又は社会人で、進学の意味がありながら、経済的理由により、学業の継続が困難な方に奨学金を無利息にて貸与する事業を行っています。

本財団の奨学金貸与を希望する方は、以下の要項をよく読み奨学生願書を提出してください。

募集要項

1. 応募資格

以下のいずれかを満たす優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があると認められたもの

- 1.医療系分野の研究・臨床・教育に関する日本の大学等(大学、大学院、高等専門学校及び専修学校の専門課程をいう。以下同じ)に在籍している者
- 2.日本の高等学校の第3学年に在籍する者または就業者で、医療系分野の研究・臨床・教育に関する大学等への進学を希望している者(入学許可も含む)

2. 奨学金の種類と奨学金の額・貸与期間および利息

奨学金の額

- ・ 月額 50,000円
- ・ 無利息にて貸与

貸与期間

- ・ 奨学生の在学する、もしくは入学見込みの大学等の卒業に至る最短の修業年限
- ・ 途中の学年から貸与を受ける場合は残りの修学期間

3. 奨学金貸与の停止返納等

成績証明書の提出

- ・ 毎学年末ごとに、成績証明書を本財団事務局あてに提出してください。提出しない場合、奨学金貸与を停止することがあります。

奨学金返還の停止返納

- ・ 不都合の行跡により、休学若しくは退学を命ぜられたとき、または 理由なくして自ら退学したとき
- ・ 学業成績または素行が著しく不良となったとき
- ・ 出席状況が不良で就学の見込がないとき
- ・ その他学生として適当でない行為をしたとき

4. 平成 26 年度奨学生貸与対象予定数

全国から、合計で 10 名を募集します。

5. 応募方法

下記必要書類を、当財団事務局へ郵送してください。

郵便番号103-0027

東京都中央区日本橋1-7-6日興美装ビル

公益財団法人博慈会記念財団 事務局

(電話 03-5542-1415)

(1) 奨学生願書

連帯保証人のうち 1 名以上は親族であること、また連帯保証人の収入は異なる収入源泉であることが必要で

す。

健康診断欄に記入しない場合は別途健康診断書を添付。

(健康診断書が期日までに提出できない場合には、提出日を明記してください)

(2) その他本財団が指定する書類

6. 書類提出期限

平成27年4月30日(木)

7. 採用の通知及び手続き

奨学生選考委員の選考を経て、理事長が決定します。選考結果は本人に直接通知します。

8. 採用になった場合

奨学生として採用された者は、前項の通知を受けた日から14日以内に連帯保証人と連署した借用承諾書及び連帯保証人の印鑑証明書を本財団事務局あてに提出してください。

9. 奨学金の送金

(1) 奨学金は、原則として毎月一定日に交付します。ただし特別の事情があるときは、2か月以上を合わせて交付することがあります。奨学金の交付は、直接本人に送金します。

(2) 新規採用者には、さかのぼって4、5月分の合計2か月分をまとめて5月中に送金します。6月以降は毎月一定日に交付します。

(3) 休学、留年等の場合は、該当期間中送金を停止します。

10. 奨学金の返還義務及び返還方法

(1) 奨学生が卒業、又は奨学金貸与期間が終了したときは、貸与の終了した月の翌月から起算して6か月を経過したのち、貸与期間の2倍以内の期間を定めて、貸与された奨学金の全額を返還しなければなりません。

(2) 前項の奨学金の返還は、年賦、半年賦または月賦の方法によります。ただし、奨学生であった者の都合により、いつでも繰り上げ返還することができます。

(3) 前2項の規定にかかわらず、奨学生であった者が、次の各号に該当する場合は、貸与した奨学金の全部または一部につき、繰り上げて返還させることがあります。

- ・ 偽りの申請その他の不正の手段によって貸与を受けたことが明らかになったとき。
- ・ 返還を怠ったとき
- ・ 毎学年末ごとに、成績証明書を本財団事務局に提出しないことにより、奨学金の貸与がやめられたとき

11. 奨学金の返還猶予と免除

(1) 奨学生であった者が、次の各号の一に概要する場合は、願い出によって奨学金の返還を猶予することがあります。

- ・ 災害により損害を被ったため返還が困難となったとき
- ・ 傷病及び生活困窮のため返還が困難となったとき
- ・ 貸与終了後引き続き上級の課程に進学したとき
- ・ 留学したとき
- ・ その他当財団理事会が特に認めたとき

(2) 返還猶予の期間は、その事由の終了したときまでとします。

12. その他

休学、退学、留年、その他の学生の身分などに変更のあった場合や、住所変更、連帯保証人の変更など既に届け出た書類の記載事項に変更を生じたときは、その都度当財団に届け出なければなりません。

以上